

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための
特別支援教育の推進（報告）参考資料（平成24年7月）より引用

general education system（署名時仮訳：教育制度一般）の 解釈について

障害者の権利に関する条約第24条にある「general education system（署名時仮訳：教育制度一般）」に特別支援学校が含まれるか否かについて、外務省に照会したところ、以下の回答があった。

条約第24条に規定する「general education system（署名時仮訳：教育制度一般）」の内容については、各国の教育行政により提供される公教育であること、また、特別支援学校等での教育も含まれるとの認識が条約の交渉過程において共有されていると理解している。したがって、「general education system」には特別支援学校が含まれると解される。

（参考）

障害者の権利に関する条約（署名時仮訳）

第24条

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。

2. In realizing this right, States Parties shall ensure that:

- a) Persons with disabilities are not excluded from the general education system on the basis of disability, and that children with disabilities are not excluded from free and compulsory primary education, or from secondary education, on the basis of disability;
- d) Persons with disabilities receive the support required, within the general education system, to facilitate their effective education;

（了）